社会福祉法人菊水保育園　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人菊水保育園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席報酬）

第３条　役員及び評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

２　交通費等の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（役員の勤務報酬）

第４条　理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

３　交通費等の実費が報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第５条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給することができる。

２　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第６条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

　附　則

　この規程は、平成２９年４月１日より適用する。

　別表１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 報　酬　額 |
| 理事会・評議員会出席報酬 | ２０，０００円 |

別表２（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 報　酬　額 |
| 役員勤務報酬 | ２０，０００円 |

別表３（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 報酬額（日額） | 旅　　費 |
| 出張報酬 | ２０，０００円 | 実　　費 |